

# 奈良県防災会議（令和5年2月9日開催）での意見等を 踏まえた奈良県地域防災計画修正事項 新旧対照表

- ・ 青字下線箇所・・・意見等を踏まえた修正
- ・ 黒字下線箇所・・・防災会議で提示済みの修正



奈良県防災会議（令和5年2月9日開催）での意見等を踏まえた修正事項 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>に周知するものとする。 また、市町村は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。</p> <p>4 略</p> <p>第9～第12 略。</p>	<p>適切に周知するものとする。 また、市町村は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。</p> <p>4 略</p> <p>第9～第12 略。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第2章第4節 要配慮者の安全確保計画</b> (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策</p> <p>1 福祉避難所の整備</p> <p>一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。</p> <p>県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章第4節 要配慮者の安全確保計画</b> (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策</p> <p>1 福祉避難所の整備</p> <p>一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。<u>市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村の福祉避難所の整備においては、福祉避難所を指定するためのノウハウや人材の不足、福祉避難所の運営体制（庁内体制の整備、関係機関との連携）の構築や要配慮者支援のための専門的人材の確保などの課題がある。</u>県は、<u>福祉避難所の適切な指定や運用について、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知し、県内外の好事例の普及や市町村職員向けの研修等を開催するとともに、</u>避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>堀内委員及び会長の意見を踏まえた修正</p> <p>同上</p>



奈良県防災会議（令和5年2月9日開催）での意見等を踏まえた修正事項 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;"><b>第2章第8節 自主防災組織の育成等に関する計画</b> (安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 育成強化対策 1 県の育成強化対策 県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施 (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6) 地域防災組織の結成、活性化を担う県職員、OBの選任及び支援</p> <p>(7) 自主防災組織同士の連携の促進 (8) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (10) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等</p> <p>2～3 略</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章第8節 自主防災組織の育成等に関する計画</b> (安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 育成強化対策 1 県の育成強化対策 県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施 (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6) <u>自主</u>防災組織の結成や活性化を図り、<u>また災害発生時には必要に応じて被災現場の情報収集及び支援情報の伝達等を担う地域防災支援担当者（県職員、OBで構成）</u>の選任及び支援 (7) 自主防災組織同士の連携の促進 (8) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (10) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等</p> <p>2～3 略</p> <p>第4 略</p>	<p>会長の意見を踏まえた修正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3章第12節 広報計画</b> (防災統括室、総務部知事公室)</p> <p>第1 県の広報活動 県は、県全域を対象に、状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章第12節 広報計画</b> (防災統括室、総務部知事公室)</p> <p>第1 県の広報活動 県は、県全域を対象に、状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が<u>正確かつ</u>適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>会長の意見を踏まえた修正</p>

※水害・土砂災害等編、地震編とも同様の修正を行います。